

新	旧
<p style="text-align: center;">秋田県建設コンサルタント業務等条件付き一般競争入札試行要綱の運用 (平成20年3月17日建管-2460)</p> <p>第13条関係 落札候補者が入札参加資格を有しないことと決定された場合における資格確認結果通知書については、ファクシミリ <u>又はメール</u>により速やかに当該落札候補者に通知するとともに、電話等の方法によりファクシミリ <u>等</u>が受理されたことを確認するものとする。</p> <p>第14条関係 1 秋田県税に滞納がないことについては、秋田県総合県税事務局長が発行する納税証明書の原本又は写しを提出させることにより確認するものとし、<u>納税証明書の発行日は入札公告の日以降のものでなければならない。</u> 2 社会保険料に滞納がないことについては、年金事務局長が発行する社会保険料納入証明書又は <u>社会</u> 保険料納入確認書（別記様式）の原本又は写しを提出させることにより確認するものとし、<u>納入証明書又は納入確認書の発行日は入札公告の日から落札決定の日の属する月内のものでなければならない。</u> 3 (削除) 4 (削除)</p> <p>附 則（令和7年12月25日建政-1452） 1 この運用は令和8年2月1日から施行する。 2 改正後の規定は、令和8年2月1日以降に入札公告を行う業務に適用する。</p>	<p style="text-align: center;">秋田県建設コンサルタント業務等条件付き一般競争入札試行要綱の運用 (平成20年3月17日建管-2460)</p> <p>第13条関係 落札候補者が入札参加資格を有しないことと決定された場合における資格確認結果通知書については、ファクシミリ _____により速やかに当該落札候補者に通知するとともに、電話等の方法によりファクシミリ _が受理されたことを確認するものとする。</p> <p>第14条関係 1 秋田県税に滞納がないことについては、秋田県総合県税事務局長が発行する納税証明書の原本又は写しを提出させることにより確認するものとする _____。 2 社会保険料に滞納がないことについては、年金事務局長が発行する社会保険料納入証明書又は _____ 保険料納入確認書（別記様式）の原本又は写しを提出させることにより確認するものとする _____。 3 前2項の証明書及び確認書の発行日は、入札公告の日以降のものでなければならない。 4 前項の規定にかかわらず、落札者が、県が発注した他の業務において、第2項の規定により証明書又は確認書を提出している場合又は県が発注した工事において秋田県条件付き一般競争入札試行要綱の運用について（平成19年3月29日建管-2422）第14条関係第2項の規定により証明書又は確認書を提出している場合は、当該証明書又は確認書の発行日が入札公告の日から落札決定の日の属する月内に限り、当該証明書又は確認書の写しを提出させることにより確認できるものとする。</p>